

□ 道路の技術的基準の条例化に関する検討業務

平成23年4月23日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が可決、成立し、平成23年5月2日に公布されました。

以前より、閣議決定がなされた「地方分権一括法案」の基本理念に基づき、地方分権改革推進委員会によって「自治体の施設・公物に対する国の設置基準を廃止又は条例への委任へ見直す」とことと勧告されていました。

これを受け、道路法第30・45条に関しては下記の対応が求められております。

☆道路構造令並びに標識令は、条例に委任され、各地方公共団体において、条例で定めなければならないこととなります。

☆施行が平成24年4月1日となり、経過措置期間を考慮すると、平成25年3月31日までに条例の制定が必要となります。

そのため、条例制定に向けて関係部署との調整期間等を鑑みると、技術基準の検討は直ぐにでも始めることが望ましいと考えられます。下記の一般的に考えられるスケジュール(案)を参考にいただければ幸いです。

■ 道路の構造に係る技術基準及び道路標識の様式基準の条例化スケジュール(案)



本法律による道路法30・40条関係の改正点の概要

道路法第30条関係

第1項

高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は・・・政令で定める。

第4項

前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

※第1項変更・第4項追加

具体的には、設計車両、建築限界、橋・高架橋等の荷重条件を除き、政令で定める基準を参酌して条例で定める

道路法第45条関係

第3項

都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

※第3項追加

具体的には、案内標識並びに警戒標識の寸法、文字の大きさについて、政令で定める基準を参酌して条例で定める

※参酌とは：他のものを参考にして長所を取り入れること

＜条例化によるメリット＞

- ☆現行の道路構造令を踏まえつつも、地域性を考慮した柔軟な運用が可能となる。
- ☆道路の安全性、快適性を維持しつつも、コスト縮減の観点から柔軟な運用が可能となる。

【例えば】

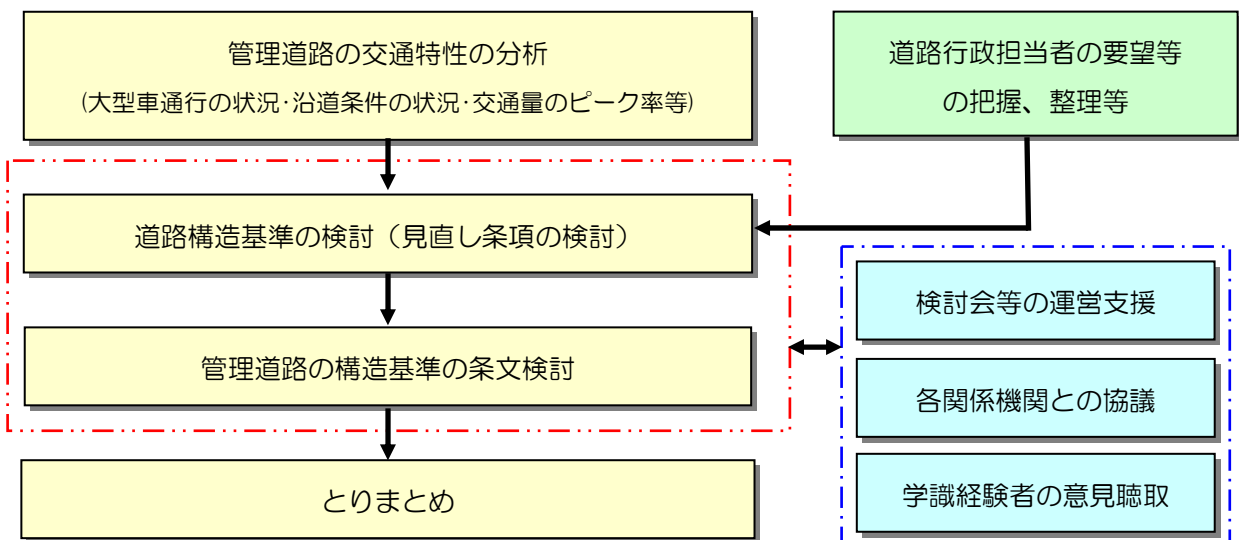
- ・歩道は必要であるが、歩行者が少なく 2.0m も必要ない。歩道幅員を柔軟に運用できないか。
- ・都市部の道路ではあるが、周辺状況を見ると植樹帯は必要ない。植樹帯の設置について柔軟に対応できるようにできないか。などなど

＜＜業務提案（道路法第 30 条関係）＞＞

－業務の目的－

現行の道路構造令を踏まえた上で、地域特性の反映、道路の安全性や快適性の維持、コスト縮減等の観点から、複合的に検討し、条例で定める条文（案）の検討を行う。

－業務フロー－



最後に・・・

条例制定に当たっては、様々な検討や学識経験者の意見聴取など、専門家の支援が必要となります。弊社は東京都を初めとする自治体での「道路の構造基準に関する検討」業務の経験を有しており、そこで培ったノウハウを活かして、御市の条例制定に関する検討のお役に立てると自負しております。

不明な点、具体的なお相談等ございましたら、ぜひ弊社営業担当者までお声かけいただくと幸いです。

業務契約実績 : 都道の構造基準に関する検討委託（東京都建設局） 平成 22 年度
: 道路構造基準検討業務委託（山梨県県土整備部） 平成 23 年度



セントラルコンサルタント株式会社

<http://www.central-con.co.jp>

お問い合わせ先： 東京事業本部道路部 03-5117-1071